

令和3年4月1日

会員 各位

茨城県中古自動車販売商工組合
事務局

自動車税相当額精算について

平素はJU茨城オートオークションをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

さて標記の件ですが、今般、国土交通省発表の「自動車の配車等に係る窓口の混雑緩和対策」(以下「特例措置」という)の発表をうけ、4月1日から15日までの特例措置を受けた抹消登録車輛の自動車税相当額精算については落札店様からご申告いただいた場合のみ、JU茨城からの4月分自動車税相当額の請求が落札店様に発生しないよう対応させていただきます。

ご理解ご協力のほど、宜しく願いいたします。

記

■ 注意点

落札店様ご自身で県税事務所・市町村に3月末抹消として扱われたことを確認してください。

■ JU茨城への申告方法

名義変更(抹消)完了後の抹消謄本FAX送信時、謄本右下に「3月中抹消扱い」とご記入ください。

サンプル

番号	登録識別情報等通知書	車台番号
自動車登録番号	令和 3年 2月 25日 平成 18年 9月	
水戸		
トヨタ		
所有者の氏名又は名称		
所有者の住所		
自動車の種別	用途	車体の形状
普通	乗用	箱型
総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号
3.45 (ガソリン)		
有効期間の満了する日	令和 3年 5月 28日	
備考	【水戸】、一時抹消登録 【走行距離計表示値】137 / 100 km (令和1年5月24日) 【旧走行距離計表示値】100 / 300 km (平成29年5月11日) 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB 【旧自動車登録番号】土証301つ4590 以下余白	

茨城県運輸支局長

記入してFAX送信

3月中抹消扱い

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

TEL : 0299-48-1833 FAX : 0299-48-1836

以上